

(評議員の任命、任期及び欠格事由)

第二十一条 評議員は、振興会の目的を達成するため必要な学識経験を有する者及び社会福祉事業関係者の中から、厚生大臣が任命する。

第二十二条 評議員会は、会長が招集する。

第二十三条 及び第十四条の規定は、評議員に準用する。

(評議員会の会議)

第二十二条 評議員会は、会長が招集する。

第二十三条 評議員会に議長を置き、評議員の互選で定める。

第三条 会長は、評議員の三分の一以上から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から三十日以内にこれを招集しなければならない。

第四条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

第五条 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第六条 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

(業務の範囲)

第二十三条 振興会は、第一条の目的を達成するため、左の業務を行う。

一 社会福祉法人に対し、社会福祉事業施設の修理、改修、拡張、整備若しくは災害復旧を要する資金又は社会福祉事業施設の經營に必要なその他の資金を

貸し付けること。

二 社会福祉事業施設の職員等会福祉事業に関する事務に従事する者研修、福利厚生その他社会福祉事業の振興上必要と認められる事業を行う者に対し、必要な資金を貸し付け、又は助成を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

四 振興会は、前事業年度における損益計算上の利益金から、繰越欠損の補てんに充てた金額及び当該事業年度において第二十九条第一項の規定による積立金として積み立てられた金額を控除した金額に相当する金額の範囲内においてのみ、前項第二号の規定による助成を行なうことができる。

(業務方法書)

第二十四条 振興会は、業務開始の際、業務方法書を定め、厚生大臣に提出してその認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

二 前項の業務方法書には、資金の貸付の限度、利率及び期限、担保に関する事項、元利金の回収に関する事項、元利金の回収に関する事項等貸付に関する業務の方法、助成の限度及び目的並びに第二十五条第二項の規定による代理業務に関する準則を記載しなければならない。

(貸付業務の代理等)

第二十五条 振興会は、厚生大臣の認可を受けて、その貸付業務の一部を他の法人に代理させることができ。振興会は、前項の規定によりて、決算完結後二箇月以内に評議員として議決に加わることを

の貸付業務の一部を代理させようとするときは、その法人に対して代理業務に関する準則を示さなければならぬ。

三 前二項の規定により貸付業務の代理をする法人の役員又は職員であつて当該代理業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

三 前二項の規定による貸付業務の代理をするときは、振興会若しくはその貸付業務を代理する法人に報告をさせ、又は当該職員をして振興会若しくはその貸付業務を代理する法人の事務所に立ち入り、報告をさせ、又は当該職員をして振興会若しくは帳簿書類その他の必要な物件を検査させることができ。但し、貸付業務を代理する者に対しては、当該代理業務の範囲内に限る。

三 前二項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

三 前二項の規定による立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

三 前二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

三 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

は、振興会に對して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十三条 厚生大臣は、必要があると認めるときは、振興会若しくはその貸付業務を代理する法人に報告をさせ、又は当該職員をして振興会若しくは帳簿書類その他の必要な物件を検査させることができ。但し、貸付業務を代理する者に対しては、当該代理業務の範囲内に限る。

三 前二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

ことができないとき、その他前二号に掲げるもののほか、役員として不適当であると認められるととき。

第七章 罚則

第三十五条 振興会の役員若しくは職員又はその貸付業務の代理をする法人の役員若しくは職員が、第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第三十六条 左の場合においては、その違反行為をした振興会の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

司、許可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可、許可又は承認を受けなかつたとき。

二 第六条第一項の規定に違反して登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。

三 第二十三条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十二条第二項の規定による厚生大臣の命令に違反したとき。

第六十七条 第七条の規定に違反して社会福祉事業振興会という名称又はこれに類似する名称を用いた者は、一万元以下の過料に処す。

2 厚生大臣は、設立委員を命じて、振興会の設立に関する事務を処理させる。

3 設立委員は、定款を作成し、厚生大臣の認可を受けなければならぬ。

4 前項の認可があつたときは、設立委員は、通常なく、政府に対し出資金の払込の請求をしなければならない。

5 出資金の払込があつた日（出資金が分割して払い込まれる場合においては、第一回の払込があつた日）において、設立委員は、その事務を振興会の会長に引き継がなければならない。

6 振興会の会長が前項の事務の引き継ぎを受けたときは、その引き継ぎを受けた日において、役員の全員は、政令の定めるところにより、設立の登記をしなければならぬ。

7 振興会は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

8 この法律第1社会福祉法人には、当分の間、児童福祉法（昭和二年法律第百六十四号）に規定する児童福祉施設又は身体障害者福祉法（昭和三十四年法律第二百八十三条）に規定する身体障害者更生援護施設を設置する民法第三百三号（公益法人）の法人及び更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三号）の規定により更生保護事業を営む民法第三十四条の法人

9 を含むものとする。

第七条の規定は、この法律の施行（附則第一項本文の規定による施行をいう。以下同じ）の際に社会福祉事業振興会という名称又はこれに類似する名称を用いている者については、この法律の施行後六箇月を限り適用しない。

10 厚生省設置法（昭和二十四年法律第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中第五十二号の二を第十二号の三とし、第五十二号の三を第五十二号の四とし、第五十二号の次に次の一号を加える。

五十二の二 社会福祉事業振興会法（昭和二十八年法律第二号）の定めるところにより、社会福祉事業振興会につき、認可を与える、その他監督等を行ふこと。

11 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「社会福祉法人」の下に「社会福祉事業振興会」を、「社会福祉事業法」の下に「社会福祉事業振興会法」を加え、同条第十八号中「私立学校振興会」の下に「社会福利事業振興会」を加え、同条に次の一号を加える。

二十三 社会福祉事業振興会法
社会福祉事業振興会法ノ規定ニ依リ為ス貸付業務ノ為ニスル建物又ハ土地ノ抵当権ノ取得ノ登記

12 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中第六号ノ十の次に次の二号を加える。

六ノ十ノ一　社会福祉事業振興会ノ発スル証書、帳簿

13 所得税法（昭和二十一年法律第二十七号）の一部を次のようにより改正する。

第三条第九号中「社会福祉法人」の下に「、社会福祉事業振興会」を加える。

14 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のようにより改正する。

第四条第四号中「私立学校振興会」の下に「、社会福祉事業振興会」を加える。

16 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のようにより改正する。

二十四条第三号、第二百九十六条及び第七百四十三条第三号中「私立学校振興会」の下に「、社会福祉事業振興会」を加え、第三百四十八条第二項に次の一号を加える。

十三　社会福祉事業振興会が直接その事業の用に供する固定資産

16 日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第二号中「罰則」の下に「並びに社会福祉事業振興会法（昭和二十八年法律第一号）」を加える。

17 社会福祉事業法の一部を次のようにより改正する。

第五十六条第一項中「社会福祉

法人の經營する社会福祉事業施設
が災害によつて破損した場合において、緊急にこれを復旧する」を削除。

一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。まず提出者より趣旨の説明を聴取することにいたします。青柳一郎君。

災害救助法の一部を改正する法律 案

災害救助法の一部を改正する法律

備を使用することができる。
第三十条中「特別区長を含む。以
下同じ。」を削る。

法律第一号)の一部を次のように改正する。

第十一条中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 災害救助法(昭和二十二年法律第二百八十八号)第二十一条の規定により、厚生大臣、都道府県知事、同法第三十

るが、その間本法が非常災害時における唯一の応急救助の基本的法律として、重大かつ効果的な役割を果して参りましたことにつきましては、今さら申し上げるまでもないことであります。者は約一千一百万人にも上るのであります。

し、応急救助を行うために必要がある場合に、有線並びに無線の電気通信設備の使用を許したことあります。現に非常災害が発生した場合の応急的な救助は、一刻を争う緊急なことでありますから、あらゆる手段を尽して、すみやかに情報収集し、また即刻救助を実施するとともに、情報を流して民心を安定せしめる必要のあることは申

災害救助法（昭和二十一年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

の結果の下に及び飲料水の供給を加え、同項中第八号を第十号とし、第五号から第七号まで順次二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

五 災害にかかつた者の救出 六 災害にかかつた住宅の応急修

第二十八条を次のように改める。

第二十九条 厚生大臣 都道府県知事、第三十条の規定により救助の

実施に関する都道府県知事の職権
の一部を委任され上行丁寧表、特

の一部を委任された市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）又はこ

これらの者の命を受けた者は、非常災害が発生し、現ニ志願内に成功

災害が発生し、現地に応急的な救助を行う必要がある場合には、その

業務に関し緊急を要する通信のた
め、本文電気通信受信者に優先的

及 公衆電気通信設備を優先的に
利用し、又は有線電気通信法（昭

和二十八年法律第一号）第三条（有線電氣通信設備の届出）第三項第三号に掲げる者が設置する有線電氣通信設備若しくは無線設

備を使用することができる。
第三十条中「特別区長を含む。」に
下同じ。」を削る。
第三十三条第一項中「救助に要する
費用」を「救助に要する費用（救助
の事務を行うのに必要な費用を含
む。）」に改める。
第三十六条第一項中「法定外普通税を除
く。」を「法定外普通税を除く。」に
下同じ。」に、「百分の一」を「千分の
二」に、「第十五条第一項の規定に基
く地方財政委員会規則」を「第十四条各
第一項」に、「百分の十」を「千分の二
十」に、「百分の二十」を「千分の四
十」に改める。
第三十八条中「災害救助基金の」の
下に「各年度における」を加え、「五百万
円」を「当該都道府県の当該年度
の前年度の前三年間ににおける地方稅
法に定める普通稅の收入額の決算額
の平均年額の千分の五に相当する
額」に、「每年度」を「当該年度にお
いて」に改め、同条に次の一項を加
える。

法律(号)の一部を次のよう
に改正する。
第十九条中第十五号を第十六号と
し、第十四号を第十五号とし、第
十三号の次に次の一号を加える。
**十四 災害救助法(昭和二十二年
年法律第二百八十八号)**第二十八
条の規定により、厚生大臣、
都道府県知事、同法第三十
条の規定により救助の実施に
関する都道府県知事の職権の
一部を委任された市町村長
(特別区の区長を含む)又は
これらの者の命を受けた者が
使用するとき、
**3 公衆電気通信法(昭和二十八年
法律第二百八十九号)**の一部を次のよ
うに改正する。
第六十四条第一項中第八号を第
九号とし、第六号及び第七号をそ
れぞれ一号ずつ繰り下げ、第五号
の次に次の一号を加える。
**六 災害救助法(昭和二十二年
法律第二百八十八号)**第二十八条
の規定により、厚生大臣、都
道府県知事、同法第三十条の
規定により救助の実施に関する
都道府県知事の職権の一部
を委任された市町村長(特別
区の区長を含む)又はこれら
の者の命を受けた者が使用す
るとき。
○青柳委員 ただいま議題となりまし
た災害救助法の一部を改正する法律案
につきまして、提案理由を御説明申し
上げます。
災害救助法は、昭和二十二年十月十
日に施行されましてから、今日まで
八箇年でない、と申しますとあります

るが、その間本法が非常災害時における唯一の応急救助の基本的法律として、重大かつ効果的な役割を果して参りましたことにつきましては、今さら申し上げるまでもないことであつて、この法律によつて救助されました者は約一千一百万人にも上るのであります。

しかし、その後の本法運用の実際は、必ずしも十分なる使命を果し得るとはいひ得ない面面もあるのであります。ことに今次西日本並びに近畿地方の豪雨による水害の罹災者に対する応急救助の経験にかんがみまして、救助の種類を増加拡充して、その救助内容の適正化をはかるとともに、救助機関に電気通信設備の優先的使用を認め、かつ国庫負担の規定を改正して、地方財政負担の軽減をはかり、あわせて災害救助基金を充実せしめ、もつて非常災害時の応急措置に遺憾ながらしめるよう、ここに災害救助法の一部を改正する法律案を各派共同で提案することいたしましたのであります。

今回の改正におけるおもな点を申し上げますと、次の通りであります。

第一に、この法律の救助の種類を増加充実し、救助内容を整備するとともに、その適正化を期したことになります。現行の救助の種類中にあります「収容施設」の概念を拡張して、収容施設の中に「応急仮設住宅」を含めることいたしますとともに、「飲料水の供給」「災害にかかつた者の救出」及び「災害にかかつた住宅の応急修理」をも含めることいたしましたのであります。

し、応急救助を行うために必要がある場合に、有線並びに無線の電気通信設備の使用を許したことあります。現に非常災害が発生した場合の応急的な救助は、一刻を争う緊急なことでありますから、あらゆる手段を尽して、すみやかに情報を取り集め、また即刻救助を実施するとともに、情報を流して民心を安定せしめる必要のあることは申すまでもない事であります。従いましてかかる緊急な事態の発生した場合におきましては、何よりも優先的にこうした救助の実施に当たります。厚生大臣、都道府県知事、都道府県知事から救助の実施に関する職権の一部を委任された市町村長、またはこれ等の者の命を受けた者に対しても、有線電気通信設備または電線設備の使用を許すこといたしましたのであります。

の過重から、とかく法が期待する災害救助を行ひ得ない実情があるのであります。よつてこれを「千分の二を超える金額」は、国庫負担の対象となるよう改め、もつて都道府県が、財政的な考慮に煩わされることなく、法の期待するような救助が確実に実施できるよういたしたのであります。

第五に、この法律の災害救助基金を充実し、都道府県知事の応急救助活動が実施しやすいようにいたしましたのであります。災害救助基金の制度は、災害時のため古来わが国の伝承してきた備荒貯蓄の制度の一方であります。現在といえども、その充実はまさに願わしいところでありますので、各都道府県の財政力に応じて積立てしめることいたしましたのであります。

第六に、この法律の施行期日を公布の日から施行することとし、第三十三条及び第三十六条は、昭和二十八年四月一日から施行することいたしました。以上が本案の概要であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御賛賛あらんことを望みます。

○小島委員長 本案に関して御質疑はございませんか。——本案についての質疑もないようですから、本案の質疑は省略し、ただちに討論に入るに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○小島委員長 御異議ないようですか
——ただちに本案の討論に入ります。
討論について格別の通告もありませんので、これを省略し、ただちに採決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小島委員長 御異議なしと認めま

す。よつて本案の討論は省略し、ただちに採決いたします。

本案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小島委員長 御異議なしと認めます。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

なお本日議決いたしました三法案に関する委員会の報告書の作成に関しましては、いずれも委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小島委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

○小島委員長 なお理事の欠員を補充したいと思います。理事の堤ツルヨ君が去る十七日委員を辞任されましたので、現在理事が欠員となつております。その補欠選挙を行いたいと思いまが、委員長において指名するに御異議ありませんか。

○小島委員長 御異議なしと認め、再び当委員に選任されました堤ツルヨ君を理事に指名いたします。

次会は明後月曜日午前十時より開会することとし、本日は、これをもつて散会いたします。

〔参考〕
午前十一時八分散会

〔参考〕
歯科医師法の一部を改正する法律案
(参議院提出)に関する報告書

社会福祉事業振興会法案(青柳一郎君外二十四名提出)に関する報告書

災害救助法の一部を改正する法律案
(青柳一郎君外二十二名提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕